

特 記 仕 様 書

- 1 本工事は、施工監理を佐伯建築設計事務所に委託している。
- 2 工事施工にあたり、設計書・図面及び仕様書について疑義を生じたときは、監理者に協議し指示を受けること。
- 3 施工にあたっては、利用予定を確認の上、詳細工程表を作成し指定管理者及び市監督員へ提示すること。
- 4 既存の水道・電気等の設備を使用する場合は、事前に指定管理者と協議すること。（有料・無料も協議する。）
- 5 下請負及び資機材の購入については、可能な限り市内業者を優先すること。
- 6 資材・撤去材置場及び現場事務所を設けるときは、運動公園全体の利用者の支障とならないよう、指定管理者の指示を受けて設置するとともに、安全施設等により事故防止を図ること。また、積載資材の飛散防止対策を講じること。
- 7 工事箇所周辺の施設・設備をき損・汚損しないよう充分に養生を行うこと。
- 8 公園内の車両の通行は、利用者を最優先することとしハザードランプを点灯し最徐行すること。
- 9 みよし運動公園敷地内は禁煙であり、工事関係者に周知徹底を図ること。
- 10 本工事の工期には、検査期間としての14日間を含んでいる。